

## 令和5年度 産前産後の保険税軽減の影響見込について

## 1 改正内容

保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月相当分が減額されます。  
（多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます）

## 2 改正による影響（令和6年1月～3月分）

※10月末現在

令和5年4月から10月までの出産育児一時金の申請数 52件  
（国保加入者数16,409人のうち約0.3%）

令和5年度10月までの出産育児一時金申請者の免除対象額  
所得割分：1,075,300円  
均等割分： 479,900円  
計： 1,555,200円

令和5年度繰入予定額  
1,555,200円 × 3月（1～3月分） / 7月（4～10月分）  
計： 666,500円

## 3 公費負担割合

国：1/2 県：1/4 市：1/4

## 4 施行時期

令和6年1月1日より施行

## 5 周知方法

- ・母子健康手帳配布部署（市民課、保健センター、東公民館）にて、周知チラシを配布
- ・広報、ホームページに記事掲載